

【指定福祉用具貸与事業者 重要事項説明書】

1. 当社の概要

- ① 法人名；株式会社ヤマサキ
- ② 法人所在地；岡山県岡山市南区当新田485-18
- ③ 電話番号；086-242-5216
- ④ 代表者氏名；山崎 吉典
- ⑤ 設立年月日；昭和41年7月
- ⑥ 運営の目的及び方針；

福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図ることを目的とし、事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・設置・調整等を行うものとする。また、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び福祉サービス提供者との連携に努めるものとする。

2. 介護保険に基づく知事から指定を受けている事業所の概要

① 事業所の提供できるサービスの種類と地域

| | |
|----------|---|
| 事業所名 | 株式会社ヤマサキ本店 福祉用具貸与事業所 |
| 所在地 | 岡山県岡山市南区当新田485-18 |
| 指定番号 | 3370101556 |
| サービス提供地域 | 岡山市・倉敷市・玉野市・備前市・総社市・井原市・笠岡市・赤磐市・浅口市 瀬戸内市・浅口郡里庄町・都窪郡早島町・加賀郡吉備中央町・和気郡和気町 |

② 同事業者の職員体制

| | 資格 | 常勤で兼務 | 常勤以外で兼務 | 業務内容 | 計 |
|-----------|--------|-------|---------|---------------|---|
| 管理者 | | 1 | | 従業員及び業務の一元的管理 | 1 |
| 福祉用具専門相談員 | 指定講習修了 | 8 | | 適切な福祉用具の選定を行う | 8 |
| 事務職員 | | 2 | | 業務上必要な事務を行う | 2 |

- ② 営業時間 平日 午前9：00 ～ 午後6：00
休日 日曜・祝日・第3土曜日
年末年始12月30日～1月4日 夏期8月13日～8月15日

《当社が提供するサービスについての相談窓口》

- ① 担当部署； 株式会社ヤマサキ シルバーヤマサキ
電話番号 086-242-5216
FAX 086-245-3928
- ② 緊急時で上記に電話がつかない時などは、下記にご連絡ください。
086-241-1622

裏面もご覧ください

3. サービスの内容

① 福祉用具の選定

福祉用具の選定にあたっては、ご利用者の身体状況について聴取させていただきます。聴取した内容に基づき、適切な福祉用具の選定について助言をいたします。

② 福祉用具の納品

納品日をご相談させていただきます。納品に際しては、福祉用具専門相談員が使用方法の説明を行います。又、取り扱い説明書をお渡しいたします。

③ メンテナンス等

福祉用具の使用方法・適合状況について、福祉用具専門相談員が定期的に確認し、不具合が生じた場合には、修理・補修・調整を行います。

④ 引き上げ

レンタルが終了した場合は、ご連絡をいただいてから原則3日以内に引き取りに伺います。

4. 利用料金

(1) レンタルの利用料金については、所定の料金表に基づいて計算します。

① レンタル開始月

レンタル商品を納入した日が、その月の15日以前の場合；月額レンタル料全額

レンタル商品を納入した日が、その月の16日以降の場合；月額レンタル料半額

② レンタル終了月

レンタル商品をお引取りした日が、その月の15日以前の場合；月額レンタル料半額

レンタル商品をお引取りした日が、その月の16日以降の場合；月額レンタル料全額

③ 但し、レンタルの開始と終了が同じ月に行われた場合のレンタル料は月額レンタル料の1ヵ月分となります。(最低ご利用期間1ヵ月の原則)

(2) レンタル商品の搬出入に通常以上の従事者やクレーン車等の特別な装置及び造作を必要とする場合には、別途費用をいただきます。

(3) 料金のお支払い方法

集金または口座自動振替のいずれか

5. サービスの利用についての注意事項

① ご利用者及び介護される方は、レンタル商品について定められた使用方法を遵守して下さい。

② 当社の承諾を得ることなく、レンタル商品の仕様変更・加工または改造を行うことはできません。

③ ご利用者は当社の承諾を得ることなく、レンタル商品の全部又は一部を他人に譲渡または転貸することはできません。

④ ご利用者又は介護者等は、ご利用者の転居・入院・死亡など、レンタル商品の変更があった場合には、速やかに当社にご連絡ください。

6. サービス内容に対する苦情

お客様相談・苦情担当窓口 株式会社ヤマサキ 小林 清次

営業時間：午前9：00～午後6：00

電話番号：086-242-5216 FAX：086-245-3928

| | | |
|------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 公的機関の苦情相談窓口 | 岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811 | |
| 岡山市事業者指導課 086-212-1012 | 岡山市介護保険課 086-803-1240 | 倉敷市介護保険課 086-426-3343 |
| 玉野市介護保険課 0863-32-5534 | 笠岡市介護保険課 0865-69-2139 | 総社市介護保険課 0866-92-8369 |
| 井原市介護保険課 0866-62-9519 | 瀬戸内市介護保険課 0869-26-8840 | 備前市介護保険課 0869-64-1828 |
| 浅口市介護保険課 0865-44-7113 | 赤磐市介護保険課 086-955-1116 | 吉備中央町総務民生課 0867-34-1117 |
| 里庄町健康福祉課 0865-64-7211 | 早島町町民生活課 086-482-0613 | 和気町町民福祉課 0869-93-1125 |

個人情報保護方針

1. お客様に関する情報の定義および収集

当社の福祉用具レンタルをご利用いただくご利用者様、当社の福祉用具レンタルをご契約いただくご契約者様（以下ご利用者のご契約者を併せて「お客様」といいます）を問わず、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号等、および介護保険制度に基づいて必要となる保険情報等、お客様を特定する情報をご提供していただきます。当社では、こうした情報を「個人情報」（以下「個人情報」といいます）として取扱い、これを〔2. 個人情報の利用目的〕に記載した目的で利用いたします。

2. 個人情報の利用目的

当社では、個人情報を以下の目的で利用いたします。

- ① お客様へのレンタル福祉用具のお届け、修理・点検・お引取り、消毒・保管などのレンタルサービスのご提供、ご利用代金のご請求のため。
- ② 介護保険制度に基づく福祉用具貸与事業を提供する上で必要な書類の作成、関係するサービス事業者等とのサービス担当者会議において共通理解を促すため。
- ③ ご契約いただいた商品及びその配送、ならびに関連するアフターサービスに関してのご確認やご連絡のため。
- ④ お客様に対して、郵送、ファクシミリまたは e-mail によるご案内やご紹介のため。ただし、これらはお客様の同意に基づいてご案内・ご紹介するものですので、お客様からのご要望でいつでも中止することができます。
- ⑤ 福祉用具レンタルサービスご提供に関するお客様からのご要望、お問い合わせに対する回答などを行なうため。

3. 個人情報の共有

お客様の個人情報は全て、〔2. 個人情報利用目的〕に記載した目的のため、レンタル福祉用具の配送、資産管理、消毒、保管を委託する提携会社（以下「提携会社」といいます）、介護保険制度に基づく居宅介護支援事業者およびお客様に関係するサービス事業者等と共有されます。

4. 業務委託先との契約締結

当社は、当社の業務委託先である提携会社に対して機密保持条項などを含む情報セキュリティに関する契約を締結したうえで、委託業務の遂行に必要な範囲に限り、個人情報の一部を提供することがありますが、これらの業務委託先が当社からの受託業務遂行以外の目的で個人情報を使用、開示または販売することは如何なる方法であれ禁止されております。

5. 個人情報の開示

当社は、お客様の同意がない限り、個人情報を第三者に開示したり、販売・貸与することはありません。ただし、法律に基づき裁判所や警察等の公的機関から要請があった場合や、法令に特別の規定がある場合、お客様や公衆の生命・健康・財産を損なうおそれがあると判断した場合、また法律や当社のご利用規約・注意事項に反する行動・発言から、当社の権利、財産またはサービスを保護または防禦する必要がある場合、合併その他の事由による事業の継承に伴って個人情報を提供する場合には、この限りではありません。

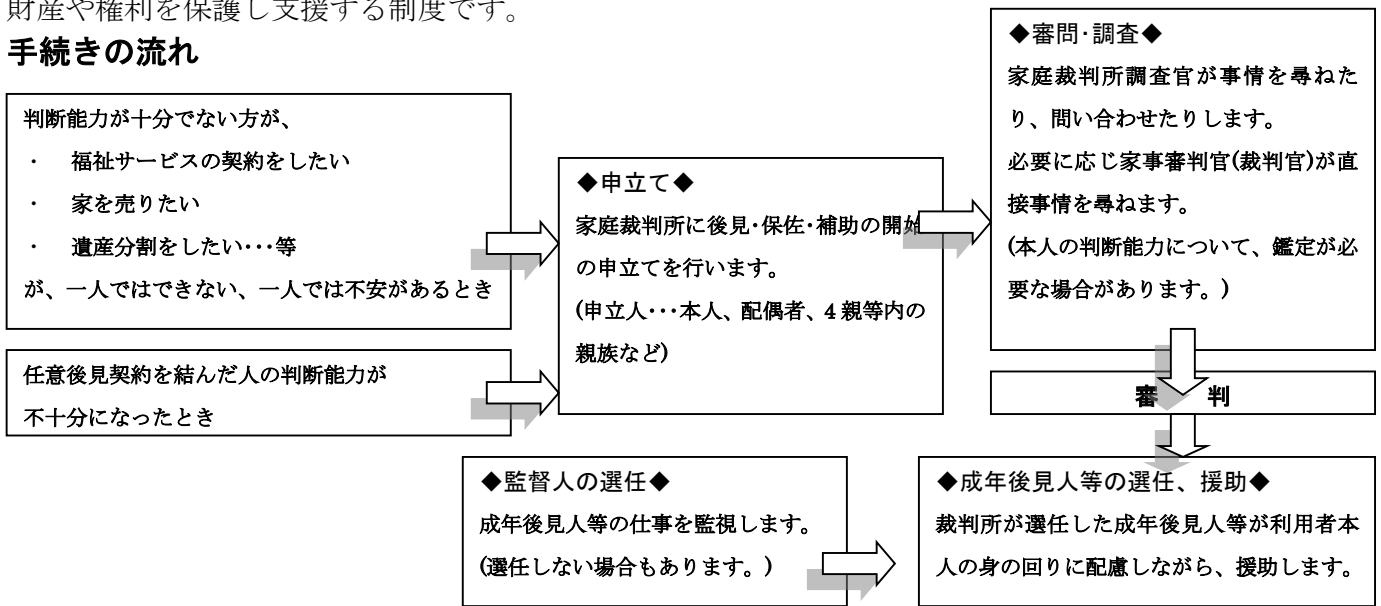
6. お客様の権利の尊重

当社は、お客様から、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、削除の申し出があった場合は速やかに対応いたしますが、通知または開示をする際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料を頂戴する場合があります。

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が代わりに行うことにより、このような方の財産や権利を保護し支援する制度です。

手続きの流れ



成年後見制度に関する問い合わせ

| | |
|--|--|
| 相談、申立て手続き窓口 (申請用紙なども置かれています。) | 岡山家庭裁判所 北区南方一丁目 8-42 TEL222-6771 |
| その他の相談窓口 (法律の専門家が相談にのってくれます。事前に電話で確認して下さい。) | (財)リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター 北区南方一丁目 8-29(岡山弁護士会館内) TEL223-7899 |
| | (社)成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部 北区富田町二丁目 9-8(岡山県司法書士会事務局内) TEL226-0470 |
| 岡山市の相談窓口 身寄りがない等の理由で、申立人がいない場合などで、特に必要な場合は、市長が申し立てることもできます。 | 岡山市役所 障害福祉課 TEL803-1235 保健管理課 TEL803-1251 福祉援護課 TEL803-1216 高齢者福祉課 TEL803-1231 北区鹿田町一丁目 1-1(岡山市保健福祉会館内) 各福祉事務所 |

虐待防止のための措置

- 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。
 - 虐待の防止に関する責任者の選定
 - 従業員への虐待防止に関する研修の実施
 - その他虐待防止のために必要な措置
- 事業者は、当該事業所の従業員又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。
- 虐待防止に関する責任者 株式会社ヤマサキ 小林 清次